

一関市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づき、下記のとおり工事監査を実施したので同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和4年3月25日

一関市監査委員 小川 四郎
一関市監査委員 及川 弘人
一関市監査委員 千葉 大作

記

第1 監査の対象

1 (仮称)新高梨地区公園整備工事

- | | |
|-----------------------|--|
| (1) 所管 | 建設部都市整備課 |
| (2) 契約金額 | 133,100,000円（うち消費税及び地方消費税 12,100,000円） |
| (3) 工期 | 令和3年6月8日～令和4年3月15日 |
| (4) 請負業者 | 株式会社 平野組 |
| (5) 工事場所 | 一関市萩荘字高梨南方地内 |
| (6) 工事概要 | |
| ア 敷地造成工 | 1式 |
| イ 法面工 | 30.0㎡ |
| ウ 雨水排水設備工 | |
| ・側溝工、管渠工 | 217.0m |
| エ 園路広場整備工 | |
| ・アスファルト舗装、土系舗装、樹脂系舗装等 | 5,495.0㎡ |
| オ 遊戯施設整備工 | |
| ・ブランコ、複合遊戯等 | 6.0基 |
| カ サービス施設整備工 | 1式 |
| キ 管路施設整備工 | 1式 |
| ク 植栽工 | 14.0本 |
| (7) 進捗率 | 57.2%（令和3年12月末現在） |

第2 監査の実施日

令和4年1月20日（木）

第3 監査の方針

土木・建築等工事の執行に関し、計画、積算、施工等の各段階において技術面等から当該工事が適正に行われているかという合規性の観点を主眼とし、経済性、効率性及び有効性に留意して監査を行った。

第4 監査の方法

監査事項のうち、工事技術調査については、高度の専門知識を必要とするため公益社団法人日本技術士会に技術士法第2条に規定する技術士による書類監査を実施した。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、技術士の派遣依頼は行わず、監査委員による担当課ヒアリング及び現地調査により、設計図書及び現場の施工状況の具体的事項について監査を行った。

第5 監査結果

全体として技術的な支障は見られず、概ね良好な施工状況と認められた。